

【職員の時間外勤務の実態と改善策について】

(質問)

職員の時間外勤務の実態と改善策について伺います。決算委員会でも明らかになったように、相変わらず異常とも言える長時間の時間外勤務をしている職員がいます。いつも「より一層職員の勤務状況や体調面に気を配り、業務改善をめざし、時間外勤務の縮減に努めます」といった趣旨の答弁をされていますが、時間外勤務の縮減に全庁一丸となって本気で取り組もうとされているのか非常に疑問です。そこで伺いますが、今年度の職員の時間外勤務の状況は改善の傾向がみられるのでしょうか。4月から9月までの現状とご見解をお聞かせください。

<答弁>

今年度の4月から9月までの上半期の職員の時間外勤務時間数についてですが、病院会計など、企業会計を除きまして、360時間以上400時間未満が3名、400時間以上500時間未満が1名、500時間以上が3名となっております。これは中核市移行などに伴って、時間外勤務が一時的に増えたことが主な要因でございます。

(質問)

中核市移行は突然決まったわけではなく、中核市移行を理由に時間外勤務が増えたことを正当化されては困ります。市が長時間の時間外勤務をしている職員の存在を黙認し、改善できない状況で、万一、職員が心身に支障をきたすようなことが発生した場合、市の損失、信用の失墜は図り知れないと思います。

労働基準監督署が作成された「脳・心臓疾患の労災認定」によると、長時間の過重業務の判断指標として、労働時間の目安が挙げられており、「概ね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まると評価できる」、さらに、「発症前1か月間に概ね100時間または、発症前の6か月間に1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」とされています。豊中市でもここ最近、800時間を超える時間外勤務をしている職員がおり、今年度も上半期だけで500時間を超える時間外勤務をしている職員がいることを考えると、十分この労災認定に該当するような過重業務を与えているのではないかと思います。このことについて市の見解をお聞かせください。

また、一部の職員に業務が集中することが結構あるようですが、言い換えれば、特定の職員しかできない業務が発生しており、もし、その職員が突然の病気や退職などで欠員となった場合、すぐに他の職員で対応できなくなることを危惧します。そういったことを想定して、何らかのリスクヘッジをされているのでしょうか、お答えください。

<答弁>

長時間労働によって、脳・心臓疾患などの労働災害が起こるということはあってはならないことと考えております。この上半期の状況を受けて、先日、中央安全衛生

委員会において、長時間労働による健康障害の防止に取り組んでいくことを各部局に再度 周知したところであります。

特定の職員が長時間労働を行っているリスク管理については、平成24年2月に策定しました「時短推進プログラム」においても、管理職は、特定職員に負荷が偏らないよう、業務量の平準化を図っていくことや、他の職員に人材育成を兼ねて仕事を徐々に任せるよう指導していくことが大切であることなどを示し、啓発をしているところであります。引き続き周知徹底に努めてまいります。

(質問)

そもそも長時間の時間外勤務をする職員が存在する根本的原因が何なのか究明する必要があると思います。職員定数の減少なのか、市民ニーズの多様化・複雑化に伴う業務量の増加なのか、人事配置に問題があるのか、管理職の管理体制に問題があるのか、それとも個々の職員の能力もしくは意識の問題なのか、市としてはどのように分析され、認識されているのか、お答えください。

個人的には、特に管理職の管理体制に問題があるのではないかと考えています。これまでの市の答弁でも、「職員の健康管理に十分留意することが所属長の役割である」、「時間外勤務を常態としないよう、管理職が率先して職員の意識改革を図り、業務管理を徹底していく」と再三、述べられていますが、私は各部局、各課における管理職の時間外勤務の抑制に対する意識、姿勢の統一化、共有化が徹底されているのか、個々の管理体制について、しっかりと把握できているのか甚だ疑問です。

職員が2000時間を超える時間外勤務をしていた埼玉県では、知事が管理体制に問題があるとみて、管理職の処分を検討されているようですが、豊中市でも、管理職の意識改革を図るために、処分でなくても、管理職の人事評価に、より厳格に部内や課内の時間外勤務状況を加味することを検討してはいかがかと考えますが、ご見解をお聞かせください。

<答弁>

時間外勤務が発生する理由は、各部局、所属によって様々な要因が考えられます。先ほどお答えしました「時短推進プログラム」の中では、長時間労働の要因を「業務量が多い」等の抽象的な理由に求めるのではなく、具体的な要因を究明していく中で、それら一つひとつを解きほぐし、それを踏まえた対応策を検討する必要性を示しております。各所属での取り組みをより一層進めていきたいと考えております。

次に管理職の人事評価についてですが、時間外勤務の多寡のみで人事評価をすることは適切ではないと考えております。管理職の労務管理に対する人事評価については、「マネジメント力」の項目の中で評価要素にしております。人材、物資、スケジュールなどの資源をバランスよく調整し、所属の業務の進行管理を行っているか、否かが評価の着眼点でございます。

(質問)

昨年6月の市民の声に、市職員の残業についてという投稿がありました。「先日、市役所を訪問した際に、夏の旅行の計画のために今日は少し残る。来月はゴルフに

行くので少し稼ぐなどといった職員の会話を耳にして唖然としました。無駄な時間外勤務は許されるものではありません。市職員は、自分の小遣い欲しさに時間外勤務をしているのでしょうか。このような風潮に対する是正を強く望みます」。

こういった意識の職員が少なからず本市にはいるということでしょうか、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

時間外勤務は、職員が自主的に行うものではありません。時間外勤務命令のあり方については、従前から所属長が、時間外勤務の必要性を精査し、予定時間数、仕事の内容を職員にしっかり明示しておりましたが、さらに的確に事前命令を行えるよう、時間外勤務命令簿の書式を改め、時間管理の徹底を図っているところですので、よろしくお願いします。

(意見・要望)

市民の信頼を損なわないため、個々の職員の意識改革を促すための厳格な対応が必要ではないかと思えます。ただ、先ほども述べたように、私は長時間の時間外勤務をしている職員の存在を改善できずにきた管理職の責任の方が大きいと思えます。そういう意味では、ぜひ、管理職の人事評価に各部局・各課における時間外勤務の発生状況を必須項目とするなど、何らかの対策を講じて時間外勤務を指導、監督する立場にある管理職の管理意識の向上に努めて頂くことを強く要望しておきます。さらに、私はやはり管理職の意識を変えるには、この議場におられる皆さんのような高い役職の立場の方々が意識的、意欲的に発信、行動していかなければなかなか組織の体質は変わらないと思えますし、特に、市長にはリーダーシップを大いに発揮して頂き、トップダウンで全庁的な改善を促して頂くことを強く要望しておきます。

【下水道管の清掃業務について】

(質問)

下水道管の清掃業務について伺います。豊中市では、下水道管の清掃業務を概ね直営で行っていますが、その目的と理由を過去からの経緯も含めて教えてください。また、現在、何人の現業職員が配置され、下水道の維持管理に係る総費用は本年度の予算ベースでいくらとなっているのか、お聞かせください。

<答弁>

本市の公共下水道事業は雨水排除を目的に、昭和27年度から建設に着手し、昭和41年から汚水処理が可能となりました。当時は管渠清掃業者も少なく、管清掃体制を整えるため、昭和44年4月に下水道部内に作業課を設置し、直営体制による管清掃が開始されました。

なお、平成20年度の上下水道統合時にも、管路維持管理部門は都市基盤部水路課に存続させ、上下水道局から都市基盤部に業務委託を行い、負担金にて処理しています。

また、現在の管路維持管理業務に従事する職員数は13名で、その内、管清掃業務は6名の現業職員が配置されています。平成24年度の管路維持管理業務の予算額は、人件費・物件費の合計1億178万円で、その内、管清掃業務に要する予算額は5167万円を計上しています。

(質問)

下水道管の清掃業務は、時と場合によっては民間業者に委託するケースもあるようですが、こういった場合に委託して業務を行ってもらっているのでしょうか。また、昨年度、下水道管清掃業務を実施した管渠の距離は、直営と民間それぞれどれくらいだったのか、お聞かせ下さい。

<答弁>

民間清掃委託は、所有している高圧洗浄車の性能では作業が困難な内径700ミリメートル以上の下水管や長距離の管清掃時に清掃委託しています。

また、昨年度の民間委託による実績は清掃延長204メートルで、直営での作業は約10キロメートルを実施しております。

(質問)

市が所有している作業車の性能では作業が困難な場所や、高い技術を要する場合に民間業者に委託して清掃業務を行っているということは、技術も作業車の性能も民間業者の方が上回っているということです。

また、北摂地域の近隣市(池田・茨木・吹田・摂津・高槻・箕面)に下水道管の清掃業務について伺うと、6市全てが民間委託で行っているとの回答でした。近隣市では下水道管の清掃業務を行う現業職員を一人も配置していません。

他市の状況や、民間業者の方が有している技術や作業車の性能が高いことを

踏まえると、下水道管の清掃業務は民間委託すべきではないかと思いますが、ご見解をお聞かせください。

<答弁>

管清掃業務は、管の詰まり等の緊急時に素早い対応が必要な場合があります。このことに加え、豊中市内に管清掃業者の存在がないこともあり、直営による対応をしてきましたが、今後は他市の状況も踏まえ、緊急対応時の市民サービス低下に繋がらないように、都市基盤部とも協議を行い、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(意見・要望)

近隣市によると下水道管の清掃業務を民間委託することのメリットとしては、清掃困難な箇所でも対応できる点。専門技術を持った従業員が確保されている点。直営職員の人件費の削減や清掃業務に伴う作業車、作業器具等を市が維持管理しなくて済む点などを挙げられていました。ちなみに、箕面市では民間委託を導入したことで、年間で約1600万円の人件費の削減と作業車両や清掃資材費の削減を実現され、池田市では平成10年度から平成17年度までの累計額で約4800万円の経費削減を実現されています。

是非とも、他市の状況や、豊中市では作業が困難な場合や複雑な場所に関しては民間委託していることを踏まえ、下水道管の清掃業務を民間委託することを検討し、早急に実施して頂くことを強く要望しておきます。

【豊中親善大使について】

（質問）

豊中の親善大使について伺います。豊中市は2010年12月に「高校野球発祥の地・豊中 親善大使」の設置に関する内規を施行し、現ヤクルトスワローズの山田哲人選手を「高校野球発祥の地・豊中 親善大使」第1号として委嘱されました。その後、あまり話題にも上ることがなく、山田選手が親善大使であることを知っている方は非常に少ないのではないかと思います。親善大使を設置する目的として、内規では、高校野球発祥の地・豊中の名を広く全国に伝えることとされていますが、親善大使を設置した後、豊中市はこれに関連して何らかの支援や事業を実施してきたのでしょうか。また、親善大使を委嘱して以来、どのような効果があったのでしょうかお答えください。さらに、山田選手以外にも、内規に規定されている委嘱要件に該当される方が少なからずおられるように思いますが、第1号以降全く委嘱された方がないのは何故でしょうか。今後、二人目、三人目の委嘱について検討される予定はあるのでしょうか。

＜答弁＞

豊中親善大使は、高校野球発祥の地・豊中の名を広く全国に伝えようと設けたもので、第1号として、市内の履正社高校野球部でも活躍され、ヤクルトスワローズにドラフト1位で入団された山田哲人選手に委嘱したところであります。

最初にこのことによる効果についてですが、委嘱時にはマスコミ各社の反響も大きく、日刊紙・スポーツ新聞等各紙に掲載がありました。また、山田選手ご本人も大変喜んでいただき、ヤクルトスワローズのホームページでは、ご自身のプロフィール欄に「親善大使第1号」を明記して頂くなど、対外的なアピールができたものと考えています。

次に委嘱後の支援や事業については、山田選手に高校野球メモリアルパークの銅板などをデザインした名刺を制作してお渡しするとともに、「高校野球発祥の地・豊中」を広く宣伝頂くようお願いしております。

最後に、今後の委嘱につきましては、野球にかかわって「高校野球発祥の地・豊中」の宣伝活動を期待できる個人や団体に、時宜にかなった委嘱を行ってまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

（質問）

現在の親善大使は、高校野球発祥の地・豊中を広く全国に伝えるために設置されていますが、高校野球とはつながりがなくても、豊中出身や豊中にゆかりがあるミュージシャン、演奏家、ダンサー、俳優、漫画家、タレントなどなど他方面で活躍されておられる方が数多くおられます。そういった方々に対し、高校野球発祥の地以外の分野の親善大使を設置し、委嘱することで、豊中市をより幅広く全国にPRしていくことが可能になるのではないかと考えますが、ご見解をお聞かせ下さい。

＜答弁＞

現在の親善大使は、野球に関わる個人や団体に委嘱する制度です。ご質問にある野球に関わらず、広く各界で活躍する皆さんにお願いする親善大使の設置につきましては、どなたにどのような形で、何を宣伝頂くのか、内容や手法等について、今後、

先進事例等を調査してまいりますので、よろしくお願いいたします。

(意見・要望)

私は広報とよなかのリレーエッセイを読んで、実はこんな方が豊中市出身だったんだと驚かされたり、今まで以上に親近感を覚えたりすることがよくあります。これまでにリレーエッセイに登場された方々をはじめ、多くの有名人が様々な分野で豊中の親善大使となられ、ミュージシャンであれば、豊中市をテーマにした楽曲を作って下さったり、コンサートやライブ、テレビやラジオのMCなどで豊中のことを喋って下さったり、俳優であればトーク番組で豊中のことを話して下さったり、映画監督であれば豊中市内で撮影をされたり、お笑い芸人であれば豊中に関することをネタにして下さったり、漫画家や作家であれば、豊中市を物語の中に描いて下さったりと、様々な可能性が考えられると思います。ちなみに、先日発売された「るるぶ豊中市」も有名人が親善大使となってフェイスブックやツイッターで発信して下さったら、販売促進に大いにつながるはずです。基本的にはお金のかからないことですし、是非、高校野球 発祥の地・豊中親善大使の今後更なる拡大と親善大使そのものの分野拡大を検討、実施し、更なる豊中市のPRに繋げて頂くことを強く要望しておきます。